

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同
組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の「伊佐北始良環境管理組合」が令和5年4月1日付けで「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したことに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

鹿児島県市町村総合事務組合同規約（平成 19 年指令市町村第 1284 号許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「伊佐北始良環境管理組合」を「伊佐湧水環境管理組合」に改める。

附 則

この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の鹿児島県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。